

# 屋外体育施設

## 社会体育施設の遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
  - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場）
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
  
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）  
※スポーツ時は、マスクの着用は利用者等の判断とする
  
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
  
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
  
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしない
  
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
  
- 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
  
- 施設利用前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること
  
- 休憩スペースでは、距離を取って座ること
  
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
  
- タオルの共用はしないこと
  
- 飲食の共有はしないこと  
※飲料を共有する場合は、事前に紙コップ等で分けて利用すること
  
- 共有するスポーツ器具については、定期的に消毒等をおこなうこと（バット等）